

2 循 環 第 1 3 1 号
令 和 2 年 4 月 3 日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長
(公 印 省 略)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・
延期に伴う更新許可申請の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」について、4月、5月に予定していた講習会の開催を中止する旨、令和2年3月27日付けで公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターから別添1のとおり通知がありました。

これを受け、更新許可において講習会を受講することができない事態は、申請者の責めに帰すべきことではないことを踏まえ、講習会の修了証の写しが申請書に添付されていないことのみをもって申請を受け付けない、不許可処分を行うことのないよう、令和2年4月1日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から別添2のとおり通知がありました。

については、申請者の能力に係る基準として申請時に必要としている講習会の修了証の取扱いにつきまして、下記のとおり対応しますので、貴協会員への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 講習会が再開され次第、速やかに講習会を修了し、修了できない場合には申請を取り下げる旨の誓約書を添付してください。誓約書に定めはありませんが、別添記載例を参考にしてください。
- 2 講習会を修了した後、修了証の写しを提出してください。（修了証の原本照合も行います。）
- 3 修了証の写しが提出され、原本を確認しなければ許可できませんが、申請書が受理されていれば、従前の許可の有効期間の満了後であっても許可・不許可の処分がされるまでの間は、処理業を行うことができます。
- 4 新規・変更許可申請については、この対応は行いません。ただし、至急許可を取得しなければならないような合理的な理由（会社の吸収合併など）があれば個別に対応します。
- 5 今回の措置は、講習会の中止に伴う一時的な取扱いです。なお、申請書の受付期間（収集運搬業は3カ月前から、処分業は4カ月前から）については変更ありませんので、ご承知ください。

担 当 資源循環推進課産業廃棄物グループ
電 話 052-954-6235
ファックス 052-953-7776
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp